

宇治市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて

1. 昨年度の取り組みについて

○ 宇治市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

対象 市内の就学前児童と小学生（0歳～11歳）がいる世帯から
無作為に抽出した3,000世帯
（就学前児童・小学生 各1,500世帯）

期間 平成25年10月24日（木）～11月8日（金）

○ 宇治市子ども・子育て会議の開催

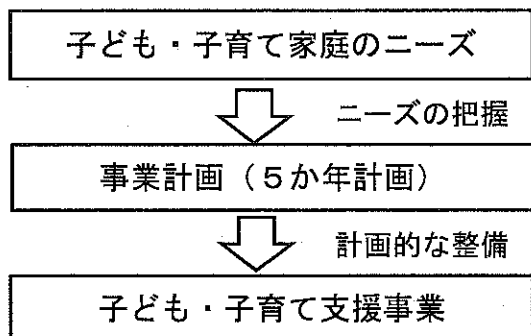
平成25年12月18日 平成25年度第1回開催
取り組み状況・ニーズ調査結果速報

平成26年 3月29日 平成25年度第2回開催
現行計画の進捗状況報告

2. 子ども・子育て支援新制度の実施に向けて

○ 宇治市子ども・子育て支援事業計画の策定

平成27年度以降の5か年に、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、どれだけニーズがあるのかという「量の見込み」（需要）と、それらのニーズに対し、いつ、どのように事業を確保していくかという「確保方策」（供給）を記載した計画を策定



○ 各種基準などの市の条例案作成

幼稚園・保育所・認定こども園などの施設や運営の基準、育成学級の運営基準などについて、国から示される政省令に従って、条例案を作成

○ スケジュール

		26年度		27年度
国の動き	政省令作成	費用・利用者負担の検討		
宇治市	準備作業	各種手続き整備		利用開始
計画関係	4月 ニーズ調査結果取りまとめ 5月以降 「量の見込み」算出・確保方策検討 9月 計画初案作成・パブリックコメント 2月 計画最終案作成 3月 計画策定			計画施行
基準関係	各種基準条例案作成			

3. 「量の見込み」について

○ 「量の見込み」とは

各年度における、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、どれだけニーズがあるのかという「量の見込み」（需要）を、ニーズ調査結果などから算出

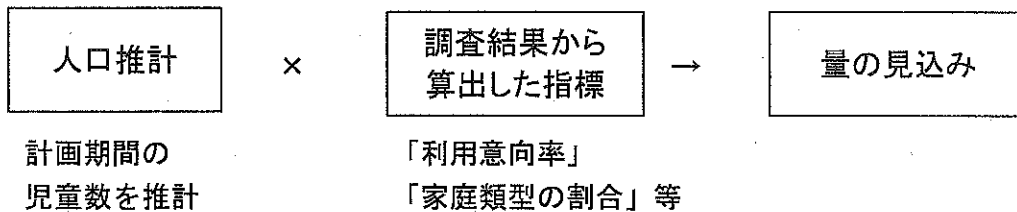
○ 「量の見込み」の算出

「量の見込み」の算出に用いる指標は、ニーズ調査結果などから算出します。



国が「量の見込み」の算出等のための手引きを示しており、基本的にはこの手引きに沿って実施するが、市の状況などを考慮して、補正を行うことは可能

<国の手引きの基本的な考え方>



<「量の見込み」を算出する項目>

区分	事業	算出方法
教育・保育事業(幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育など)	時間外保育事業	国の手引き (ニーズ調査結果から)
	幼稚園預かり保育	
	保育所等一時預かり	
	病児・病後児保育事業	
	ファミリー・サポート・センター	
	育成学級(放課後児童クラブ)	
	子育て短期支援事業(ショートステイなど)	
	地域子育て支援拠点事業	
	利用者支援事業	
	乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業	
地域子ども・子育て支援事業	養育訪問支援事業	利用実績等による市の独自推計
	妊婦健康診査	

現在、算出作業中であり、次回の会議において、算出結果を報告する予定

4. 「量の見込み」の算出結果イメージ

<教育・保育>

	計画期間				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
満3歳以上の教育（1号認定）	人	人	人	人	人
満3歳以上の保育（2号認定）	人	人	人	人	人
満3歳未満の保育（3号認定）	人	人	人	人	人

<育成学級（放課後児童クラブ）>

	計画期間				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
低学年	人	人	人	人	人
高学年	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人

<その他 地域子育て支援事業>

	計画期間				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
時間外保育事業	人	人	人	人	人
幼稚園預かり保育	人日	人日	人日	人日	人日
保育所等一時預かり	人日	人日	人日	人日	人日
病児・病後児保育事業	人日	人日	人日	人日	人日
ファミリーサポートセンター	人日	人日	人日	人日	人日
子育て短期支援事業	人日	人日	人日	人日	人日
地域子育て支援拠点事業	人回	人回	人回	人回	人回
利用者支援事業	か所	か所	か所	か所	か所
乳児家庭全戸訪問事業	人	人	人	人	人
養育訪問支援事業	人	人	人	人	人
妊婦健康診査	人	人	人	人	人

5. 事業などの説明

○ 教育・保育事業

<幼稚園>

保護者の就労等にかかわらず、3～5歳児（宇治市の公立幼稚園は4～5歳）を対象に、幼児教育を提供する施設

<保育所>

保護者の就労等により、家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児を預かり、保育を提供する施設

<認定こども園>

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設

<地域型保育>

事業名	事業概要
家庭的保育	居宅等において、5人以下の0～2歳児に保育を提供
小規模保育	多様なスペースで、6人～19人の0～2歳児に保育を提供
居宅訪問型保育	保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供
事業所内保育	事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもに保育を提供

<地域子育て支援事業>

事業名	事業概要
時間外保育事業（延長保育）	保育所や認定こども園などで、通常の利用日や利用時間以外に保育を行う
幼稚園預かり保育 保育所等一時預かり	保護者の病気や育児疲れ解消などの理由で保育が必要な時に、主に昼間において、保育所や幼稚園、認定こども園などで一時的に子どもを預かる
病児・病後児保育事業	子どもが病気などの際に、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、病院などに付設された施設で一時的に子どもを預かる
ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをしてほしい人と子育てのお手伝いをしたい人が会員として登録し、保育所などの送迎や預かりなどの相互援助活動を行う
育成学級 （放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する
子育て短期支援事業 （ショートステイ） （トワイライトステイ）	保護者の入院や出張、育児疲れなどの理由により、一時的に家庭で子育てが困難になった場合に、児童養護施設などで一定期間養育を行う
地域子育て支援拠点事業	就学前の子どもとその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う
利用者支援事業	子どもや保護者が計画における事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言などの支援を行う
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言を行う
妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導などを行う